

ログワークス留学プログラム約款

株式会社ログワークス（以下当社）の留学プログラムにお申し込みをされる方（以下申込者）はお申し込みの前に必ずお読みください。申込者は本約款を承諾の上弊社に対し当社留学プログラムに含まれる各種サービスをお申し込みとします。

1. 申し込み契約の成立

- 本約款における申し込み契約は、申し込み希望者が当社に対して本約款に基づき、所定の申込書を作成・提出し、当社がその申込書の提出を確認し、当社が承諾した時に成立するものとします。
- 本約款に基づく申込者と当社とのあいだの留学プログラム契約の成立後、当社は留学手続きを開始するにあたって「留学手続き引受確認書」を発行・発送します（発送は電子的通知となる場合があります）。
- 申し込みの段階で、留学先研修機関（以下留学先）または滞在先が定員に達しているなどの理由で受入に問題がある可能性が高い場合、当社は申込者の承諾を得た上で、可能な代案を提示の上、手配努力致します。

2. 拒否事由

- 当社は申込者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合に、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申込者からの申し込みをお断りすることがあります。
- 申込者の性別、年齢、資格、技能その他条件が、当社及び留学先の指定する条件を満たしていないことを当社が認めたとき。
 - 申込者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者、または保護者の同意がないとき。
 - 申込者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕が無い場合など、客観的に手配できる可能性がないことが明らかとなるとき。
 - 申込者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続きの期限までに、留学手続きが完了できる見通しが無いとき。
 - 申込者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めたとき。
- ※申し込みにあたり、申込者は心身ともに健康状態にあることとし、過去の既往症、または心身の健康状態については、当社の求めに応じて正確に申告しなければならないものとします。
- その他、当社が不適当と認めたとき。

3. プログラムの範囲

当留学プログラムは、申込者の希望する留学先に対する留学申し込み手続きの代行、出発にあつてのオリエンテーションや情報提供等を行うものであり、申込者の希望する留学先の合格や、留学先の課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申込者に対して何らの保証を行うものではありません。この留学プログラムに含まれるサービスは次のとおりです。

- 入学手続き
入学願書の作成や書類の送付、及び留学費用の送金、入学許可の取り付け等、入学の手続きを行います。
- 滞在手続き

当社は、留学先に合わせたホームステイ・寮滞在等の申し込み手続きを代行いたします。ただし、申込者の希望によりホームステイや寮滞在を希望しない場合、もしくは希望留学先がホームステイなどの滞在施設をもたない場合や申し込み手続きの代行ができない場合、当社は原則としてこの滞在手続きの代行はいたしません。ホームステイの場合、1家庭に2人以上の留学生が滞在する場合があります。また寮の場合、1人部屋か否か、またはルームメイトなどについて、申込者の希望が通らない場合もあります。当社の責によらない事由で滞在先が確保できない場合、または申込者の希望通りの滞在先が確保できない場合でも、当社はその責任を負いません。

- カウンセリング・オリエンテーション
申し込みの前後を問わず、当社は申し込み希望者および申込者の求めに応じてカウンセリング・オリエンテーションを行い、留学先や留学に関わる様々な情報を提供するものとします。なお、カウンセリング・オリエンテーション時に発生する各種通費や交通費などは申し込み希望者および申込者の負担となります。
- その他サービスの紹介・申し込み代行
当社は必要に応じて、留学に関連する周辺サービス（海外旅行傷害保険など）をご紹介します。申し込み手続きを代行させていただくことがあります。

4. 必要書類

申込者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は当社よりご連絡します。申込者は指定された書類に指定言語にて記入の上、必ず指定期日までに当社までお送りください。指定期日までに提出・送付がない場合は留学手続きを停止、あるいは留学プログラム開始までに手続きが完了できない場合があります。

5. 諸費用

- 留学費用に含まれるもの
 - 手配料
 - 料金に明示した研修機関費用・滞在施設宿泊料・食事費用など
 - 料金に明示した送迎等の料金
 - 送金手数料
- 留学費用に含まれないもの
以下に必要な費用は、上記（1）項の費用には含まれません。申込者の利用希望や必要性に応じて、別途手配・手配代行、請求いたします。
 - 渡航関連費用
航空券は基本的に申込者各自で手配いただきます。手配のタイミング等は当社にご相談ください。なお希望者には当社提携の旅行代理店をご紹介しますことも可能です。
 - 寮など、一部滞在先に対する保証金（デポジット）
 - 海外旅行傷害保険料
 - パスポート申請、およびビザ申請に関わる費用
必要に応じて申請方法・申請料をご案内致します。
 - その他、事前徴収が困難な費用（現地購入が必要な教材費など）や留学先でかかる交通費、オプションアクティビティ参加費用、個人的諸費用など

6. 申し込み後の変更について

- 留学開始前
申込者の都合により、希望留学先における「受入日の変更」「授業コースの変更」「滞在方法の変更」など申し込み内容及び手配内容の変更の申し出があったときは、当社の可能な限り申込者のご希望に応じます。なおこの場合、当社は留学費用を変更する場合があります。この際は変更前先立ち申込者に費用を提示します。
- 留学開始後
申込者の都合により、留学プログラムを途中で同一研修機関の異なるコー

スに変更する場合、必ず現地にて当該機関の同意を得た上で申込者本人が手続きを行うものとします。追加費用等が発生する場合、すべて申込者の負担となります。また、途中で異なる留学先へ変更された場合は権利放棄とみなし、払い戻しは一切いたしません。留学プログラムの延長や変更の希望においても、すべて申込者の責任において当該機関に申込者本人が手続きし、費用の支払いは当該機関の指示に従うものとします。

7. 支払い

申込者は本約款の各条項に定められた留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振込み、または所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合のほか、当社は本約款に基づき、申込者が当社に対して支払った留学費用、その他の諸費用、変更手数料等の費用を申込者に対して返還致しかねます。申込者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込者に対する留学プログラムの提供を停止する場合があります。また、当社の責によらない事由で留学費用等が変更された場合にも、当社の指示する方法で必要な差額をお支払いいただきます。また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振込手数料や送金手数料（以下振込手数料）ならびに当社から申し込み者に対して返金する際の振込手数料は、全て申込者の負担となります。

8. 申し込み後の取消と返金

申込者が申し込み後に留学の手続きを取消される場合は、次の取消料をお支払いいただくことにより、申し込み内容の全部または一部を解除することができます。なお、審査・満席・抽選の結果によりビザが取得できなかった場合にも、各取消料を申し受けず、申し込み内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。留学生に対するキャンセル料や渡航手配手数料に係る航空会社に対するキャンセル料など、留学プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込者の負担となります。

取消日	取消料
留学プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって41日前にあたる日まで	取消料無し
留学プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日から31日まで	留学プログラム費用の10%
留学プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日から15日前まで	留学プログラム費用の20%
留学プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって14日目にあたる日から3日前まで	留学プログラム費用の50%
留学プログラム開始日の前日から起算してさかのぼって2日前から当日（前日）まで	留学プログラム費用の80%
留学プログラム開始日当日、また開始後（無連絡不参加の場合を含む）	留学プログラム費用の100%

- 取消料は申し込み後、当社への費用支払いの前後を問わず発生します。
- 上記規定の該当日が当社休業日にあたる場合、その直前の営業日が該当日となります。なお、当社営業再開以降の取消は翌日の届出とみなします。
- 取消料により返金が必要となる場合は、当社の定める期日に返金の手続きを行うものとします。
- すでに留学先に費用を支払ったあとの取消の場合、返金には時間がかかる場合があります。
- 振込手数料や返金にかかる費用は当社では一切負担いたしません。
- 留学プログラムの開始後、または当社に取消の通知なく不参加された場合は、いかなる理由でも一切の返金を行わないものとします。

9. 各種手続きの継続が不可能な場合

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込者により送付・入金されず、当社の責によらない事由により当社が各種手続きの代りができなくなった場合、当社は申込者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金いたしません。また、その期日に応じて発生した希望留学先に対するキャンセル料や渡航手配手数料における航空会社に対するキャンセル料など、当社の責によらない事由により当社に生じた費用及び損失は、申込者が負担するものとし、当社では一切負担いたしません。

10. 当社からの解約

- 申込者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるとします。
 - 申込者が当社指定の期日までに、条項「4」に定める必要な書類を提出・送付しないとき。
 - 申込者が当社指定の期日までに、条項「5」「6」「8」に定める費用の支払いを行わない時
 - 申込者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヶ月以上におわり連絡不能となつたとき。
 - 申込者が本約款に違反したとき。
 - 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約したとき、留学費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申込者に対して一切返金いたしません。また、解約により発生した希望留学先に対するあらゆるキャンセル料や渡航手配手数料における航空会社に対するキャンセル料など、前項に基づく解約により当社に生じた費用及び損失は、申し込み者が負担するものとし、申込者は当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

11. 免責事項

- 当社は次に例示するような当社の責によらない事由により、申込者が留学できなかった場合、または希望留学先への正式入国できなかった場合及び出発日等が変更になった場合は、一切その責任を負いません。
 - 申込者の希望留学先やコースが定員に達して留学できない場合。
 - 申込者の希望する滞在施設が定員に達して滞在中に満席の場合。
 - 通信事情または希望留学先の事情により、入学許可証等の入学関係書類が期日までに届かず、申込者が出発できなかった場合。
 - 申込者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先に入国拒否された場合。
 - ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
 - 天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
 - 申込者が本約款に違反した場合。
 - 前項各号に基づき当社の責によらず留学できなかった場合、当社を介

さず申込者自身で手配された航空券やホテル等の費用ならびにその取消や変更に伴う手数料等は申込者の負担となります。

- 申込者は渡航後、申込者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは希望留学先の規則等に違反した場合は責任、損害等は申込者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。留学中のスポーツなどによる事故は、申し込み者本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、申し込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項該当する場合、留学費用、その他の諸費用、変更手数料など、すべて当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
- 当社は希望留学先から当社に送られてきた最新資料に基づき留学プログラムを提供しますが、当社の責によらず希望留学先の事情により、受け入れ条件・授業内容・滞在先・費用・その他留学プログラムに関して、予告なしに変更される場合や実施されなくなる場合があります。その際、当社は変更に関する情報を当社が入手し次第、申込者にご連絡いたしますが、留学プログラムに関する変更や中止については一切その責任を負いません。

12. 損害の負担

当社は当社の責によらない事由により申込者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

13. 守秘義務について

当社では、申し込み等の同意のもとに得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき当留学手配の目的以外では一切他に開示しません。ただし、万一の緊急事故対応及びサポートに備えるためのみ、当申込書記載内容及び海外旅行傷害保険の契約内容を当社と提携する海外サービス機関に開示することがあります。

14. 個人情報の取扱いについて

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）において申込者の個人情報の取得および利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下のとおり取り扱います。

- 個人情報の取得および利用について
当社は適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行に必要な限りにおいて利用いたします。当社は個人情報第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、当該第三者につき厳重な調査を行なった上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。（個人情報の利用目的について）
申込者が留学相談、申し込み、留学商品及びサービスをご利用いただく際、申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学商品やサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また申し込みをする際には、留学先への入学手続き上必要となる、日本での申込者の最終学業成績、健康診断書、財政証明書などの提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスを受領するための手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込者の個人情報当社へ提供いただくか否かについては、申込者自身が選択されるものであり、申込者自身に判断をゆだねます。
- 個人情報の第三者提供について
当社は法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく第三者に提供いたしません。当社は申込者への留学商品、サービスを提供する上で必要と判断した場合は、申込者が提供した申込者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報を、予め当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業（航空会社、ビザ代理申請会社、現地手配会社等の業務委託先）に開示いたします。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申込者が提供した個人情報第三者に開示することはありません。次の②と③のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任のもとにおいて行います。
 - 申込者本人が個人情報の開示に同意している場合
 - 法令により開示が求められた場合
 - 申込者本人または公衆の生命、健康、財産などの利益を保護するために必要な場合
 - 統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

- 個人情報の管理について
当社は個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損および漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。当社は個人情報の内容を、申込者の同意を得ずして変更することはいたしません。さらに情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。
- 個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について
当社は申込者が自己の個人情報について、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、意識無く速やかに対応いたします。その際は個人情報提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当社の商品やサービスを利用できない場合があります。
- 個人情報保護管理者
当社では個人情報保護管理者を以下の通り定めています。
取締役：佐藤 徹

15. 管轄裁判所

本約款に関する訴訟その他一切の法的手続については、東京地方裁判所のみを専属管轄裁判所とします。

16. 約款の変更

本約款は事情により告知なしに変更されることがあります。また、各条項にて記載されている消費税の金額は8%の消費税が含まれていますが、消費税法の改正があった場合、消費税額相当分が変更となります。

17. 準拠法

本約款は日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

18. 発行期日

本契約の内容は、2015年10月1日以降に申し込まれる留学プログラム契約に適用されます。



株式会社ログワークス
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-13-18 オフィスコート代々木 A2
TEL: 03-6380-6411 FAX: 03-6380-6522
E-mail: info@log-works.com URL: www.log-works.com
営業時間：月～金曜日 10:00～19:00 ※土日祝日休業